



# 掘割を守り 育てる行動計画

～「ホテルの飛び交う水郷柳川」を目指して～

平成 26 年 3 月  
柳 川 市

# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1 計画策定の背景と目的 ..... 1
  - (1) 背景と目的 ..... 1
  - (2) 柳川の水のルーツ ..... 3

## 第2章 計画の概要と基本姿勢

- 1 計画の概要 ..... 6
  - (1) 計画の位置づけ ..... 6
  - (2) 計画の基本的な考え方 ..... 6
  - (3) 計画の構成と期間 ..... 6
  - (4) 他の土地利用計画との関係 ..... 6
- 2 実施にあたっての市・市民等・事業者の行動指針 ..... 7
- 3 目指すべき方向 ..... 8
  - (1) 将来像 ..... 8
  - (2) 将来像の実現の方策 ..... 8
- 4 施策の体系 ..... 9

## 第3章 基本方向

- 1 水環境の保全 ..... 10
  - (1) 流水の確保 ..... 18
  - (2) 掘割・水利施設の整備と管理 ..... 19
  - (3) 水質の浄化 ..... 21
  - (4) 流域連携 ..... 22
  - (5) 生態系の保護 ..... 23
- 2 水郷景観の継承 ..... 24
  - (1) 水郷景観の保全と創造 ..... 27
  - (2) 水辺空間の保全と創造 ..... 28
  - (3) 緑地の保全と創造 ..... 30
- 3 掘割を守り育てる実践行動 ..... 31
  - (1) 様々な世代への環境教育の推進 ..... 33
  - (2) 情報の共有化 ..... 35
  - (3) 市民協働による実践行動の推進 ..... 36
  - (4) 循環型社会の形成 ..... 37

## 第4章 計画の推進体制

- 1 推進体制の整備 ..... 38
- 2 国・県・関係機関との連携 ..... 39
- 3 計画の進行管理 ..... 39

## 参考資料

- 1 柳川市掘割を守り育てる条例 ..... 40

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景と目的

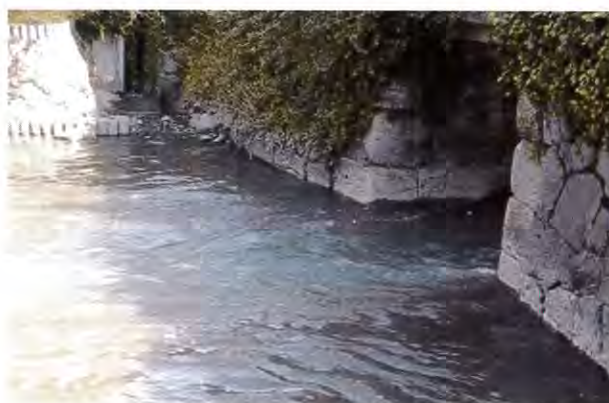
### (1) 背景と目的

本市は、九州山地から有明海に注ぐ筑後川と矢部川の最下流に位置しています。約2,200年前の弥生時代中期から人が住みはじめ、湿地を開拓するために溝を掘り、その土を盛り上げて、水稻耕作に必要なかんがいと排水、生活用水の確保を担う「掘割※」網を徐々に形成していきました。中世には荘園経営のもとで耕地化が一層進み、市内外に残る条里の遺構や地名は古代、中世から現在まで引き継がれる土地の歴史を物語っています。また、一部の掘割は、戦国時代から江戸時代にかけて城下町の建設とともに掘り替えられて、城を守る城堀が造られました。

市全域が平坦な地形で元々水が十分にある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、市全域に総延長およそ930キロメートルにも及ぶ大小の掘割が網の目のように巡る独特の景観が築かれ、歴史的文化遺産となっています。

掘割は、昔はかんがいや排水はもちろんのこと、洪水からまちや人を守り、城下防衛や炊事・洗濯・飲料水などの生活用水の供給源として、また人や資材の運搬路として、重要な役割を果たしてきました。現在でも農業用水として本市の産業を支えているほか、防火用水や川下りコースとして観光にも活用されています。

また、掘割は堰や樋門などの「もたせ※」により大雨の際に雨水を一時遊ばせて内水氾濫を防ぐ「遊水機能」や雨水を貯めて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、水生生物や微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」を有し、市民の安らぎの場としても機能しています。



(新町水門西側：柳川市新町)

しかし、近年の社会経済活動の拡大や都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても景観の変ぼうが進み、生活排水や事業所排水等による掘割の水質汚濁も進み、また、掘割の水が流れ込む河川や海など周辺環境への影響も懸念されています。貴重な掘割の水環境を保全し、次世代に引き継ぐため、平成19年4月に「柳川市掘割を守り育てる条例」（愛称「水の憲法」）を施行し、掘割を生かしたまちづくりを進める方針を定めました。

この条例の方針を市・市民・事業者が一体となって具体的な行動に移すため、平成20年3月に「掘割を生かしたまちづくり行動計画」（第1次）を策定しました。今回、第1次の計画期間終了もありますが、景観に関する事項を柳川市景観計画に集約したこともあり、条例の名称と合わせ第2次行動計画として「掘割を守り育てる行動計画」を策定しました。名称は一部変更となりますが、第1次行動計画の内容は引継ぐこととし、さらなる柳川市の水質浄化、水路の保全、実践行動の目標達成を図っていくこととしました。

※掘割…「柳川市掘割を守り育てる条例」及びこの行動計画でいう掘割は、柳川市内を流れる全ての水路(クリーク)を言います。市内の水路は、農村部の農業用水路としての役割を持つものと市街地の城堀に大別されますが、その両方を含め、人工的に掘ったものを言います。

※もたせ…水路網の水位を保つために節目節目に設けられた様々なタイプの樋門や堰(乗越堰や橋台がV字に狭くなっている橋など)を利用して大雨の際も水の流れを妨げ、もちこたえ、水路網全体に水を分散させて、下流へたどり着くまでの時間を長引かせるようにする治水と利水を兼ね備えたシステムのこと。



(堀と道クリーンアップ大作戦：沖端水天宮付近)

## (2) 柳川の水のルーツ

市内を流れる水は、その大部分が矢部川水系に依存しており、先人たちが風土の悪条件と闘い、生活していく中で現在みられるような掘割が出来上がっています。特に藩政時代初期に矢部川の水を導くという水利体系が完成しました。

ニツ川は、長い間にわたって城下へ水を運び続け、重要な役割を果たしてきました。現在も市民はこの小さな川から大きな恩恵を受けていますが、その昔、ニツ川の本川である矢部川をめぐる、長い間にわたって続けられた水争いの歴史が秘められています。

1620年、田中家断絶のあと立花宗茂が再び柳川藩主として返り咲きました。自藩の水の乏しさを知っていた立花氏は自藩の三潞郡の南東部、下妻郡の一部（現在の筑後市）を合わせた美田と、久留米藩の上妻郡の矢部川左岸側（現在の八女市・八女郡）との交換を幕府に願い出ました。願い出は認められ、領地の分割統治が行われたと伝えられています。

このときから矢部川は「境川」として、中上流域で左岸側が柳川藩、右岸側は久留米藩とに区分され、両藩の熾烈な水争いの舞台となったのです。

柳川藩では、主に広瀬井堰から下流に水田が広がっています。しかし、その上流約6kmの地点には久留米藩の花宗井堰があり、矢部川の水はほとんどここから花宗川へ引き入れられてしまうため、広瀬井堰にはその支流辺春川・白木川の水が流れてくるだけとなりました。

そこで柳川藩は、花宗堰の上流にある唐ノ瀬井堰を強化して廻水路(バイパス)をつくり矢部川の水を花宗井堰の下流に注ぐ辺春川に合流させたのです。当然、花宗井堰には支流星野川の水が流れてくるだけで、久留米藩も応戦していきます。

久留米藩は、唐ノ瀬井堰のすぐ上流に惣河内井堰を設け、廻水路で唐ノ瀬井堰の下流に水を落としました。水争いはいよいよエスカレートして、今度は惣河内井堰のわずかに上流に柳川藩の込野井堰が設けられ、またその上流に久留米藩の黒木井堰が、さらに上流に柳川藩の三ヶ名井堰、そしてその上流に久留米藩の花巡堰がつくられるなど井堰づくり競争が繰り広げられました。

日向神ダムから川沿いに下ると、山肌を掘りぬいた水路が右岸、左岸と交互に現われます。中には延々9kmにわたって山の中腹の断崖に石を積み重ねた廻水路もあります。しかも、廻水路の途中には助水路が設けられ、沿線の水田をかんがいしたわずかな水もこれで受けて自藩の井堰へ流すという仕組みになっており、一滴たりとも他藩内に水を落とさないという徹底ぶりでした。それは自藩の元堰までいかにして矢部川の水を導くかという藩の存亡をかけた大事業でした。骨身を削る水争いは井堰づくりばかりではありませんでした。

矢部川左岸の辺春川合流点下流から、白木川合流点までの北山地区の堤防を

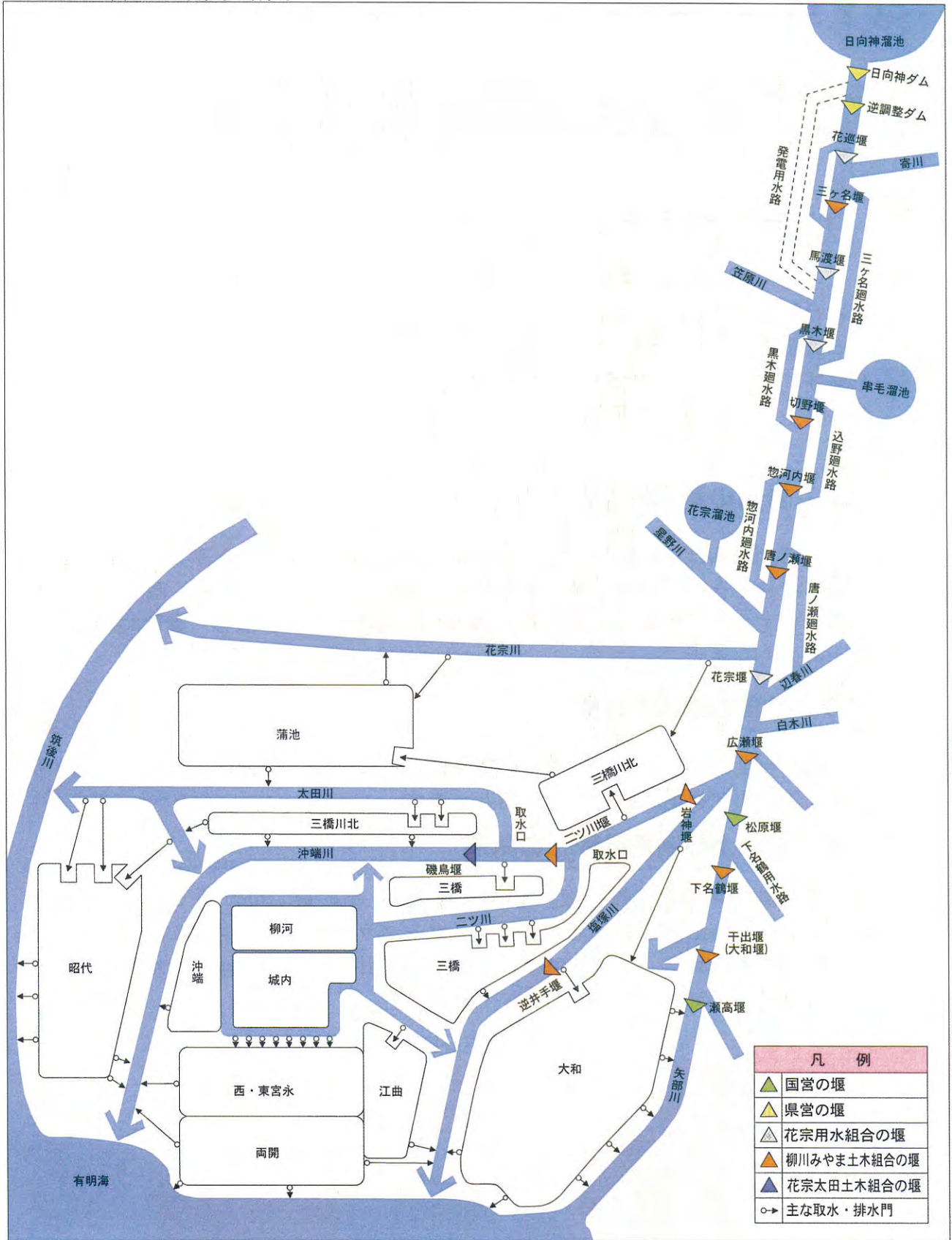
「千間土居」と呼びます。長さが千三百間あるところから千間土居と呼ばれ、1695年柳川藩普請役の田尻惣馬によって築られました。この千間土居には、隠しばねがつくられており、どんな洪水にもびくともせず、土居にあたった水ははね返って、対岸の堤防をこわしたほどだったそうです。

このような両藩の熾烈な水争いの跡をみると、当時から水がいかに貴重なものであったかを知ることができ、今日でもその恩恵を受けている私たちは、先人が苦勞して造り上げた水体系により流れてくる水を大切に利用する必要があります。



(岩神堰：みやま市瀬高町本郷)

●矢部川の用水略図



## 第2章 計画の概要と基本姿勢

### 1 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

この行動計画は、平成19年4月1日に施行された「柳川市掘割を守り育てる条例」を総合的かつ体系的に推進し、市と市民、事業者等が実施するソフト・ハード全ての施策を一体化させ、より実効性のあるものにすることを目指した行動計画とします。また、第1次柳川市総合計画の重点プロジェクト「自然との共生プロジェクト」に即した行動計画として位置づけるものとします。

#### (2) 計画の基本的な考え方

この行動計画は、市役所内部の各部署で個別に行われてきた事業と市民・事業者等が行ってきた事業や活動を総括的にとらえ、同じ方針の下に、連携して掘割を守り育てていくことを目的とし、体系的な施策の方針を示し、具体的な行動に移すものとします。

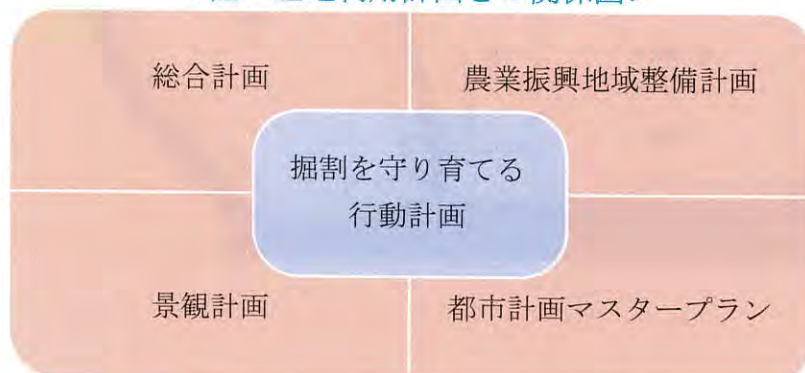
#### (3) 計画の構成と期間

平成20年度から平成24年度までの第1次の計画期間を引継ぎ、平成26年度から平成35年度までを第2次の計画期間とします。

#### (4) 他の土地利用計画との関係

この行動計画の実施範囲は、市の全域です。市の最上位計画である「総合計画」、都市計画に関する「都市計画マスタープラン」、農業振興に関する「農業振興地域整備計画」、景観条例に基づく「景観計画」などの他の土地利用計画と互いに連携し、実施するものとします。

#### <他の土地利用計画との関係図>





## 2 実施にあたっての市・市民等・事業者の行動指針

掘割を守り育てる条例の理念を実現するため、市・市民等・事業者が相互に協力し、それぞれの責任と自覚を持って推進に努めるものとします。

### ①市が行うこと

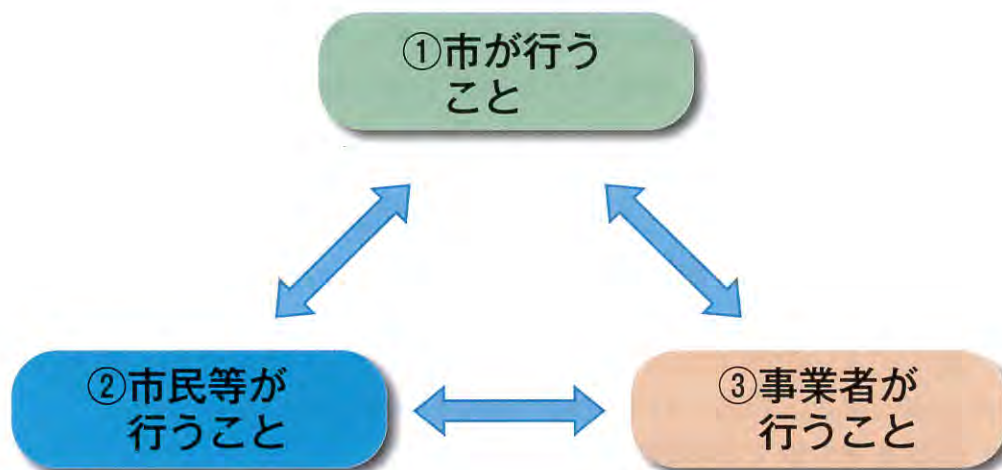
- ・良好な水環境の保全と創造については、自然的社会的条件に応じた事業を実施します。
- ・掘割の現状に影響を及ぼすと考えられる事業を実施するときは、水環境の保全について配慮します。
- ・水環境の保全を妨げるような行為に対しては、必要な規制措置を実施します。
- ・市は良好な水環境の形成に関する施策を推進するため、必要に応じて国や県に協力を要請します。

### ②市民等が行うこと

- ・良好な水環境の保全と創造に市民自ら努めます。
- ・現在及び将来の市民の快適で潤いのある生活のために市が実施する事業に協力します。

### ③事業者が行うこと

- ・事業活動を行うときは、良好な水環境を破壊しないよう自らの責任において必要な手だてを行います。
- ・市が実施する良好な水環境の形成に関する事業に積極的に協力します。

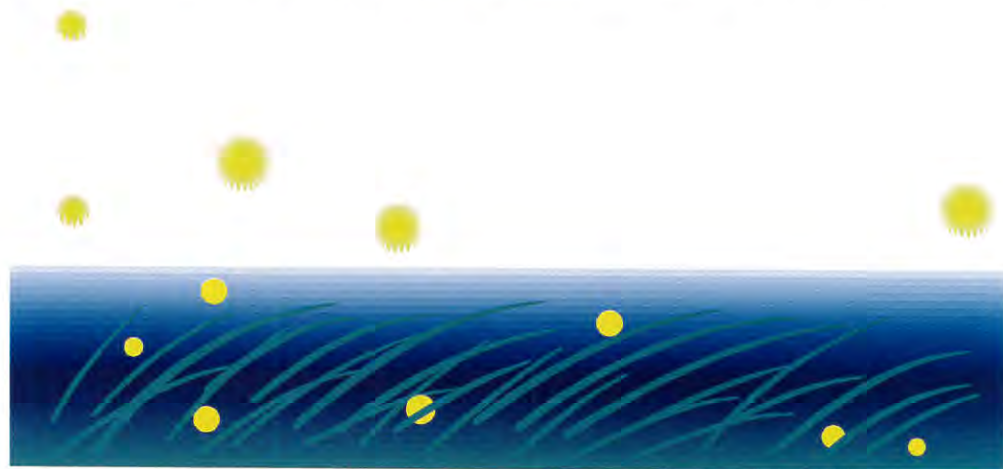


## 3 目指すべき方向

### (1) 将来像

この行動計画は、「掘割を守り育てる条例」の理念にあるとおり、掘割を現状のままではなく、より良好な状態で次世代に引き継ぐことを目的としており、現状を把握したうえで、目指すべき方向（将来像）を実現するためのものとしします。

将来像は、「**ほたるの飛び交う水郷柳川**」としします。



### (2) 将来像の実現の方策

「掘割を守り育てる条例」の理念を実現するため、条例に基づき、以下の3つを基本方向と定め、基本方向を達成するための手段を施策として体系付け、行動していきます。

#### ① 水環境の保全

水環境の保全を図るため、水質の保全や流水の確保、水環境管理体制の整備促進、関係行政機関との連携を行います。

#### ② 水郷景観の継承

歴史的文化遺産である掘割や掘割周辺の風景を残すため、親水性の確保や景観の保全と創造、自然環境の保全の事業を行います。

#### ③ 掘割を守り育てる実践行動

掘割を守り、次代に継承するため、環境教育や市民活動の促進、情報の提供を行い、水と親しみ掘割に対する認識を深める事業を行います。

## 4 施策の体系

